

## 「相談すること」で相談されたら…



関連 YouTube

登録販売者の学習会をする際には該当する一般用医薬品の添付文書を参考にして解説をするのですが、その中に下記のような「相談すること」の欄があります。



### 相談すること

ここではグラクソ・スミスクラインの第2類医薬品「新コンタック®せき止めダブル持続性」を取りあげますが(これを選択したのは契約薬局さんに置いてあっただけで他意はありません)、「相談すること」の中に下記のような4項目が設定されています。

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この説明文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください
3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この説明文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください
4. 5~6回服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この説明文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください

多くの一般用医薬品の添付文書で書かれているいわば王道の記載方法と言えますが、この中で下線部分に注目してみます。実際には本内容に関して相談されるケースは少ないとは思われますが、実際に相談されたらどう回答するかの問いかけになります。なお「新コンタック®せき止めダブル持続性」に含まれている成分は「デキストロメトルフアン臭化水素塩水和物(非麻薬性の中枢性鎮咳成分)」と「ジブロフィリン(キサンチン系気管支拡張成分)」の2成分で1日2回服用する薬になります。

### 1) 服用前に相談への対応

Aさんは「てんかん」の治療で、B病院の神経内科に通院し発作予防薬として「デパケンR錠(バルプロ酸ナトリウム)」が投与されています。そんなAさんは風邪の初期症状なのか「せきとたん」の症状が出始めました。わざわざB病院を受診するのも面倒なので、Aさんは女優の広瀬すずさんのファンだったこともあり彼女がCMで紹介している「新コンタック®せき止めダブル持続性」を迷わずドラッグストアで購入しました。そして薬の箱を開封して同封されていた薬の説明文書(添付文書)を読みました。そして「相談すること」の中のさらに「服用前に相談してください」の中に次の項目があることを発見しました。

(5) 次の診断を受けた人。  
甲状腺機能障害、てんかん

Aさんは「相談してください」と書いてある以上、この薬はてんかんの発作を起こすかもしれない薬だと解釈しました。過去にてんかん発作を起こし、とてもつらい思いをしたものの、この十年以上はデパケンR錠のおかげで発作も起こさず過ごしてきたAさんは、この薬は絶対飲みたくないと思いました。そして添付文書をもって購入先のドラッグストアに行き「開封してしまっただけ、この薬返品できませんか？開封しない限り知り得なかった情報が説明書に書いてあったんですよ。私は二度とてんかん発作起こしたくないのです」と言って返品と返金をドラッグストアに要求しました。

ドラッグストアでこの薬を販売した登録販売者のあなたはどのように対応しますか？

- ☛ 開封しなくても同様の注意が外箱側面に小さく記載されていますが、服用後に起きた症状や状況への対応ではなく、服用する前に開封してしまった商品と情報提供不足？への対応法になります。

## 2) 服用後の相談への対応

### ケース1：Cさん

Cさんはせき、たんが止まらなかったためドラッグストアの登録販売者に相談していくつか薬を紹介されましたが、広瀬すずさんが好きだったので彼女がCM担当をしている「新コンタック®せき止めダブル持続性」を購入しました。ところが、飲んだその日から眠くなり仕事はかどりません。相談した登録販売者からは眠気がでるかもしれないと言われ、説明文書にも次のように書かれていました。

**3.服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は  
増強が見られた場合には、服用を中止し、この説明文書を持って医師、  
薬剤師又は登録販売者に相談してください**  
眠気

そこでCさんはドラッグストアに行き「眠気が強くでてしまって、仕事に影響がでているから眠気のでない咳止め薬はないか？」と登録販売者に相談しました。この時、相談を受けたあなたは、眠気のでない咳止めの一般用薬を紹介できますか？またその薬をどうやって調べますか？

### ケース2：Dさん

Dさんはせきとたんをドラッグストアで購入した「新コンタック®せき止めダブル持続性」を飲んでいましたが、直ぐには症状が改善しませんでした。説明文書を見ると次のように書いてありました。

**4.5～6回服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この説明文書  
を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください**

Dさんは1日2回服用し3日を経過していたので「6回服用したな」と思い、ドラッグストアに行つてどうすれば良いかを登録販売者に相談しました。「新コンタック®せき止めダブル持続性」の1箱には12カプセル入っており、合計6日分になるのでDさんは現在残り3日分の薬を持っています。

さてこの時、登録販売者のあなたはどのようなアドバイスをしますか？

## 3) 一般用医薬品に関する相談への対応

私の個人的な感想になりますが、薬学部の実務実習の一般用医薬品販売に関する内容を見ていると、使う前の利用者の背景、状況などの聞き取りから、適切な一般用医薬品はどれが良いかという選択する内容であったり、症候学的な判断を求める内容であったりする印象があり、実際に添付文書にかかっている「相談すること」に対する対応法については触れられていない印象があります。登録販売者の受験テキストや問題作成の手引き書などを見ても書かれていませんから、その後の応用力に任せられていると言えます。薬剤師の場合は医療用医薬品に触れる機会も多く、それに付随して病態への知識も増えてくるでしょうから上記のような「服用後」の相談を受けてもある程度対応が可能でしょうが、登録販売者の場合は資格を取ったあとのフォロー(研修内容)がどの程度のレベルかは分かりませんが、対応はなかなか難しいような印象があります。登録販売者の実務研修実績は薬剤師の指導の下で行われるので、分からないことはまずは薬剤師に相談するのが妥当な判断だと思えます。

とは言え、医療用医薬品に接する機会の多い薬剤師は、一般用医薬品で利用されている薬成分については、現在では医療用に使われていない薬も多く直ぐには理解できないかもしれません。同系統の医療用医薬品の特徴を押さえて応用力を効かせたいものです。

今回はスペースも無くなったので問いかけだけにしておきます。ちなみに「服用前」の1)のケースでは皆さんならばどのように対応されるのでしょうか？

(終わり)